

インド知的財産制度の最前線



会員・JETRO ニューデリー事務所知的財産部 羽鳥 慎也

要 約

日本貿易振興機構（JETRO）ニューデリー事務所は日系企業のインド進出を様々な分野において支援している。私は2019年3月までJETRO ニューデリー知的財産部の一員として企業が現地事業展開の際に十分に考慮すべき知的財産制度に関する情報収集及び情報提供に従事してきた。

インド経済の成長は目覚ましい。2018年度国内総生産（GDP）成長率は7.4%であり、4年連続で7%前後の成長を遂げている。急激な経済成長に伴い、インドの知的財産をめぐる状況に関しても急速な変化を遂げており、2016年度に策定された国家知的財産権政策を軸にインド政府が様々な制度改革を行っている。インドにおける知的財産に対する意識も確実に高まってきている。

本稿ではインド知的財産制度の最前線を紹介すべく、最近の制度改正動向、最新の知財統計（特許・意匠・商標・著作権の出願、審査、登録状況）を紹介する。併せて、中小企業が活用したいインド進出における知財支援制度についても紹介する。

目次

1. はじめに
2. インド知財の最新の制度改正動向
 - (1) 新特許番号システム導入
 - (2) 2016年特許規則改正
 - (3) 2017年商標規則改正
 - (4) コンピュータ関連発明ガイドラインの改訂
 - (5) 各種手続きの電子化
 - (6) WIPOとのデータ交換協力
 - (7) 著作権に関する2つのWIPO条約に加入を承認
 - (8) 日印特許審査ハイウェイ（PPH）の導入
 - (9) 2018年特許規則改正草案
3. インドの最新出願統計
 - (1) 特許統計
 - (2) 意匠統計
 - (3) 商標統計
 - (4) 著作権統計
4. 中小企業が活用したい知財支援制度
 - (1) インドにおける中小企業向け知財支援制度
 - ①中小企業の場合の減免制度
 - ②スタートアップ企業の特典
 - (2) JETROを活用した中小企業向け知財支援制度
 - ①外国出願補助金
 - ②模倣品対策支援
 - ③冒認商標無効・取消係争支援
 - ④防衛型侵害対策支援
5. 終わりに

1. はじめに

日本弁理士会は現地の知財情報の収集や日系企業の知財面からの支援等のため、日本貿易振興機構（JETRO）が行う海外への研修生派遣制度を活用し、タイとインドに弁理士を派遣している。私は本制度を用いて、3カ月の国内研修を経てJETRO ニューデリー事務所（インド）に2017年7月から2019年3月まで勤務していた。

本派遣に応募する以前、私は2010年に1度インドを訪れたことがある。その当時私は大学生であり、南インドに井戸掘りのボランティアのため訪れていた。私はその際、ろくに道具も使わず土まみれになりながら井戸を掘り起こした経験から、インドという国は電気も、水道も、ガスの供給もままならない全く未発展の国であるという印象を持っていた。

インド帰国後、現在までにインド急成長の話を度々耳にするようになり、私はあの時訪れたインドがどれほど急成長しているのか興味があった。

そこで、成長するインドを自分の目で確かめ、日本弁理士の立場で知財のフィールドから日印の発展に貢献したいと思い、本派遣へ応募した次第である。

そんな経緯で再び訪れ、実際に居住したインドは私

の想像をはるかに超える速度で成長していた。

実際に首都ニューデリーに住み始めて私が特に感じることがITを活用したサービスの急発展である。例えば買い物であれば、「Bigbasket」, 「Flipkart」や「Snapdeal」を用いて全てオンラインで購入できる。移動には「OLA」や「Uber」で位置情報を元にタクシーを呼び、目的地まで自動で金額が算出され金額交渉せずに到着できる。疾病した場合、病院に行かずに「DocsApp」のAIアルゴリズムで病気の間診を行える。そして、これらの支払いは全て「Paytm」の電子決済で支払うことができる。

インドでは初めて手に入れる電子機器がスマートフォンであるという人も多いため、このような段階的な技術発展を飛ばし、最先端の技術が一気に導入されるリープフロッグ現象と呼ばれる状況が起こっていた。

知的財産権を取り巻く状況についても近年のインド政府の積極的な改革によりリープフロッグ現象のような一つ突き抜けた進展が起きている。

そこで、本稿ではインド知財の最前線を紹介すべく、最近の制度改正動向、知財統計（特許、意匠、商標、著作権の出願、審査、登録状況）を紹介する。

2. インド知財の最近の制度改正動向

まず、改革の根本となる2016年度国家知的財産権政策について簡単に説明する。国家知的財産権政策は知的財産権が市場性の高い金融資産および経済的ツールとして重要であるという認識を高めることを目的とし、①知的財産権に対する意識向上、②知的財産権の創出、③法的枠組の策定、④知財行政及び管理強化、⑤知的財産権の商業化、⑥権利行使及び司法判断の強化、⑦人材育成の7つの目標を掲げている。この政策に基づいてインド政府は様々な制度改革を行っている。

本章では、2016年度知的財産政策から現在にかけて実施された主な制度改正等を本稿にて時系列順で紹介する。

(1) 新特許番号システム導入（2016年1月）

2016年1月、インド特許意匠商標総局（CGPDTM）はインド国内の全特許局が共通して特許出願審査にアクセスし、処理することを可能にする新たな特許出願番号付与システムを導入し、審査官の所在に関係なく合理化した審査手続を行うこととした⁽¹⁾。

CGPDTMは特許出願審査を担当する局が国内に4

箇所（コルカタ、デリー、ムンバイ、チェンナイ）ある。従前、インドの特許出願審査の特色として局毎に出願の受理・審査を担当していた。そのため、審査進捗状況は各局の各技術分野における審査官数等によって異なり、出願人は審査が一番進展している局を見極めて出願を行う必要があった。

この新特許出願番号システムの導入により、どの特許局に特許出願を行ったとしても一括して管理され、一様に処理されることとなり、出願人が局選びで迷うことがなくなった。

(2) 2016年特許規則改正（2016年5月）

出願審査の促進を目的とし、2016年5月付で特許規則が改正された⁽²⁾。主な改正点を以下に示す。

①アクセプタンス期間の短縮

最初の審査報告書（FER）を出願人に送付した日から所定の期間内に特許付与可能な状態にしなければ、特許出願を放棄したものとみなす期間（アクセプタンス期間）が12ヵ月から6ヵ月に短縮された。この6ヵ月の期間は申請により最大3ヵ月の延長が可能である。

②早期審査制度の導入

特許審査に関する早期審査制度が導入された。この早期審査を利用できる対象は(i)スタートアップ企業の場合、(ii)PCT出願において国際調査機関（ISA）もしくは国際予備審査期間（IPEA）にインドを指定する場合のみである。

③審査請求費用返還制度の導入

審査請求料に関して、出願取下に伴う払い戻しが可能となった。審査請求料払い戻しを行うと審査請求料の最大90%が返還される。この制度は不要となった特許出願を無駄に処理する必要がなくなり、出願審査待ち期間の減少にも繋がる。

なお、②早期審査制度については、本規則改正草案時には「インドで製造を開始している発明」「特許付与から2年以内に発明の製造を開始する場合」という要件が記載されていたが、改正制定時には削除された。

そのため、本規則改正の早期審査の導入は多くの日系企業にとって利用しにくい制度となっていた。

(3) 2017年商標規則改正（2017年3月）

出願審査の迅速化に向けて2017年3月付で商標規則が改正された⁽³⁾。主な改正点を以下に示す。

①出願費用の値上げ

出願費用が1区分あたり4,000ルピーから10,000ルピー、更新手数料が1区分あたり5,000ルピーから10,000ルピーに値上げされた。

②様式の簡略化

商標登録出願書類の様式が従来の74種類から8種類へと簡略化された。異なる手続きが同一の様式で処理できるようになり、申請書類作成の時間と手間が大幅に省かれることとなった。

③早期審査の改善

商標法には既に早期審査制度が導入されていたが、早期審査の対象となるのは最初の審査報告書(FER)が発行されるまでであった。

今回の改正により、FER発行後における出願人応答の対応、ヒアリング等、最終処分の登録に至るまでの手続を早期化できるようになった。

(4) コンピュータ関連発明ガイドラインの改訂 (2017年6月)

CGPDTMは2017年6月にインド特許法第3条(k)に関係するコンピュータ関連発明(CRI)ガイドラインの再改訂を行った⁽⁴⁾。再改訂では、2016年2月に公表された改訂版CRIガイドラインの中で問題となっていた「新規ハードウェア」要件(コンピュータ・プログラムの特許は新規なハードウェアと併せたクレームでなければならないという要件)が削除された。つまり、新規なハードウェアを有しない発明であってもクレーム全体として第3条(k)の発明の除外に該当しない場合、特許は拒絶されるべきではないと判断されるようになった。

(5) 各種手続きの電子化(2017年7月以降)

CGPDTMは全ての庁手続きに対して電子化する努力を行っている。例えば2017年7月以降、特許登録証・商標登録証はすべて電子データで出願人又は代理人のE-mailアドレスに送信されるシステムが導入された⁽⁵⁾。

また、CGPDTMは2017年11月より出願人及び代理人のために特許出願のSMSアラート機能を開始した⁽⁶⁾。出願人は様々な処理段階で出願の進捗状況を知らせるアラートをSMSで受け取ることができる。

さらに、インド著作権局では2018年6月以降に受け取った全てのオンライン出願については一切紙を使

わずに電子的に処理されるようになった⁽⁷⁾。

電子化が進むことにより、書類紛失・取り違い等の今まで生じていた人為的なミスによる手続遅延が減少すると考えられる。

新出願番号付与システムに関してもそうだが、CGPDTMは審査処理のオンラインシステムへの移行が完了しつつある。私が2018年にデリー、ムンバイ及びチェンナイの各局へ訪問した際、審査室を見学させてもらう機会があったが、どの局でも審査官がPC上で全ての審査を行っており、書類を山積みにして審査をしている様子は見られなかった。

(6) WIPOとのデータ交換協力(2017年10月)

2017年10月、CGPDTMはWIPOと特許文書のデータ交換を促進するための協力協定を締結した⁽⁸⁾。

協定に基づきCGPDTMは2018年2月以降、WIPO CASEの提供オフィスとして機能するようになった。これにより、インドが特許出願審査を行った検索結果・引用文献等に関して、WIPO CASEシステムを介して他国特許庁が参照可能となった⁽⁹⁾。

また、2018年の3月、CGPDTMはWIPOのデジタルアクセスサービス(DAS)を導入した⁽¹⁰⁾。DASを利用することにより、日系企業は優先権証明書類の提出を省略して優先権出願を行えることができるようになった。

ただし、基礎の出願がヒンディー語・英語以外で記載されている出願に関しては、インド特許法第138条(2)に規定される優先権証明書の英訳文および翻訳者の宣誓書は別途提出する必要がある。

(7) 著作権に関する2つのWIPO条約に加入を承認(2018年7月)

2018年7月、インド政府は世界知的所有権機関(WIPO)の著作権に関する2つの条約(「著作権に関するWIPO条約(WCT)」及び「実演及びレコードに関するWIPO条約(WPPT)」)の加入を承認し、2018年9月に正式に加入した⁽¹¹⁾。

「WIPOインターネット条約」と呼ばれる両条約の加入により、インドはデジタル環境における著作物の国際的保護が容易になり更なる著作権出願の増加が見込まれる。

(8) 日印特許審査ハイウェイ (PPH) の導入 (2018年10月)

2018年10月の日印首脳会談において、インドにおいて特許審査ハイウェイ (PPH) を2019年度第一四半期に開始することで一致した⁽¹²⁾。

インドでは特許に関して出願から登録までの期間は依然長く、平均6~7年と言われている。そのため、早期審査制度を活用することが望まれている。

しかしながら、前述した2016年特許法規則改正で導入された早期審査請求制度は日系企業にとって活用しにくい制度となっていた。

今回の特許審査ハイウェイが開始されることで、今後はPPHの利用を通じてインドで日系企業が早期審査を簡素な手続きで活用することができるようになる。

インドでは早期審査を利用して出願から登録まで最短113日で登録された事例が報告されており、今後の日系企業の知的財産権の保護がスムーズになることが期待される。

現在のところ日越、日ブとのPPHで見られるような出願件数等の制限が規定されるかどうかは不明である。しかしながらインド政府は他国に先駆け、日本と初めてPPHという二国間協力の枠組を実施することから、慎重な対応をとることが考えられる。

(9) 2018年特許規則改正草案 (2018年12月)

CGPDTMは、2018年12月4日付で2018年インド特許法規則改正案を公表した⁽¹³⁾。主な規則改正案を以下に示す。

①早期審査請求の対象拡充

従来の (i) スタートアップ企業の場合、(ii) ISA もしくは IPEA にインド指定の場合に加え、以下の出願人も早期審査の対象となる。

(iii) 特許規則第2条 (fa) に定義される小規模団体 (small entity) の場合

(iv) 出願人に一人でも女性が含まれている場合 (自然人による出願に限る)

(v) 特許法第2条 (1) (h) に定義される「政府系企業」の場合

(vi) インド特許庁と他国特許庁との合意に従って国際出願を処理するための資格を有する場合

②特許付与前異議申立の審査主体に関する変更

特許付与前異議申立がなされた場合、長官は2名のメ

ンバーからなる合議体を構成するよう命令し、その合議体が出願と異議申立を合わせて処理しなければならない。

本規則改正案は特に①早期審査の対象拡充において、PPHの合意に基づいた案件も対象とする点が盛り込まれている他、小規模団体 (日本でいう中小企業) の特許出願が早期審査の対象となるため、日本の中小企業のインド進出に追い風となる改正となる予定だ。

小規模団体の定義等については、第4章で詳しく説明する。

3. インドの最新出願統計

(1) 特許統計

2015年度から2017年度までの特許に関する出願件数、出願審査件数及び出願登録件数を図1に示す⁽¹⁴⁾。出願統計については現在、CGPDTMが毎年発行するAnnual Reportに記載されている他、産業・国内貿易振興局 (DPIIT) (2019年1月に産業政策振興局 (DIPP) から名称変更) が管轄する知的財産権専門機関であるCIPAM (Cell for Promotion And Management) のHPにおいて最新の出願件数を確認することができる。

図1に示すように、2017年度の審査件数は60,330件であり、2016年度の29,025件に比べ2倍近くの特許審査がなされている。なお、ここでいう審査件数とは最初の審査報告書 (FER) が発行された件数である。

審査が大幅に促進された要因としては、2016年に458名の新人特許審査官を増員し、特許審査に対するマンパワーが増えたことが最大の要因である。さらに、2019年上半期に220名の新人審査官を採用予定である。

DPIITは特許出願の出願審査待ち期間を2019年末までに18ヵ月とすることを掲げている。現在においてもインド特許庁は膨大な出願審査待ち案件を抱えており、特許出願から審査に至るまでの特許審査待ち期間は平均4~5年であると言われている。しかしながら、上述のような急激な増員を図ることで出願審査待ち期間の解消を図っている。

実際に、DPIITはインドにおける特許出願の出願審査待ち件数が2017年3月31日時点で約20万件だったのに対し2018年10月末時点で約14万件に減少し

たと発表しており、本目標達成に向けて奮闘している。

私の所感としては現在のペースで審査が処理されていくのであれば、DPIIT が掲げる 2019 年末の目標達成は叶わずとも、2020 年頃までには目標を達成できるのではないかと思う。

審査待ち時間が解消されていく中で、次に気になるのは特許審査の質である。知財関係者へのヒアリングによると審査の質は日本に比べまだまだ良いとは言えない状況である。

この問題に対し、日本国特許庁は日本の特許審査官をインドへ派遣し、CGPDTM 新人審査官に対するの新人研修や、1 年後に新人審査官に対するフォローアップ研修を行うことで新人審査のスキルアップに努めている。また JETRO では日系企業と共同で特許審査官に技術説明会を開催するなど、特許審査の質の向上にも貢献している。

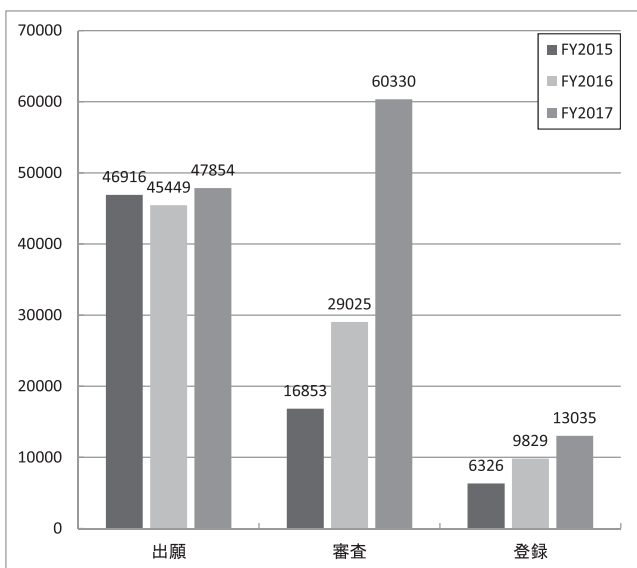


図 1：特許統計件数 IP trends より

(2) 意匠統計

2015 年度から 2017 年度までの意匠に関する出願件数、出願審査件数及び出願登録件数を図 2 に示す⁽¹⁵⁾。

現状、インドの意匠審査処理能力は出願件数より多く審査される状態である。これにより、意匠出願における出願審査待ちが解消された。

CGPDTM は意匠の出願から FER までの期間は 2016 年 3 月時点で 8 ヶ月であったものが、2017 年 1 月には 1 ヶ月に短縮されたと発表している。そのため、現在では意匠登録出願から登録まで約 1 年以内で処理される出願が多い。

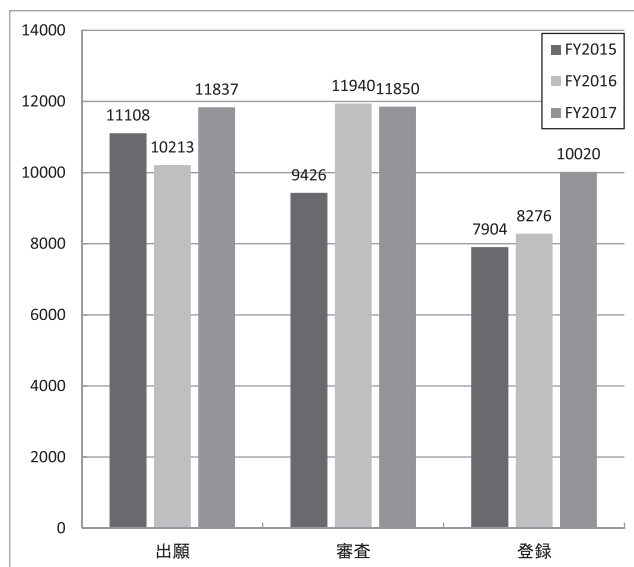


図 2：意匠統計件数 IP trends より

(3) 商標統計

2015 年度から 2017 年度までの商標に関する出願件数、出願審査件数及び出願登録件数を図 3 に示す⁽¹⁶⁾。図 3 に示すように 2016 年の商標審査件数は 532,230 件と大幅に増加し、2017 年は出願件数と同程度の審査件数となった。

商標部門においても CGPDTM は 2016 年に 100 名の商標契約審査官を採用しマンパワーの増加を行った。この結果、商標登録出願の出願審査待ちが解消し、2016 年 3 月末時点で約 26 万件あった商標登録出願の出願審査待ち件数が 2018 年 10 月末時点で約 3 万件に減少した。

そのため商標登録出願から FER までの期間は 2018 年 10 月現在で約 1 ヶ月に短縮しており、スムーズに進むと出願から登録まで約 7 ヶ月～12 ヶ月で商標登録が完了するようになった。

しかしながら、自己の商標登録出願に対し第三者から異議申立が行われた場合、申立から異議申立の決定がなされるまで約 5～10 年の期間を要する。これは異議申立の処理件数に関して多くのバックログが存在し、異議申立を処理することができる商標登録官の数が少ないためであり、今後はこのバックログをいかに処理するかが問題となる。

次に、2012 年から 2016 年までのインド商標出願動向を表 1 に示す⁽¹⁷⁾。表 1 に示す通り 2012 年から 2016 年にかけて商標出願件数が急増していることが分かる。ここで、国内の出願件数は 2012 年度に約 20 万件であるのに対し、2016 年度には約 26 万件に急増して

いる。一方、外国の出願件数はバラつきがあるものの、ほぼ横ばいである。つまり、商標出願件数の急増は国内商標出願に起因したものであることが分かる。

国内商標出願の急増は類似商標の問題を引き起こしている。インド進出日系企業へのヒアリングによると、近年の商標出願件数の急増により自社商標と類似する商標が登録されているケースが多く散見されるようになったという。

そのため、各企業は自社商標に類似する商標が登録されていないか常に監視を怠らないようにするなど注意が必要である。

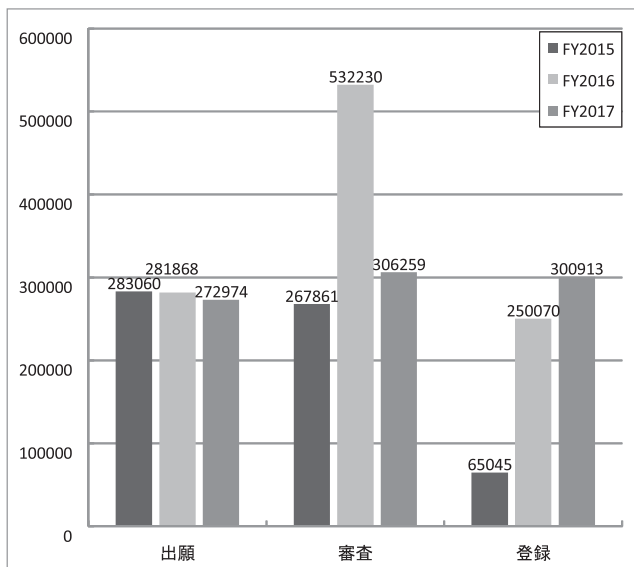


図3：商標統計件数 IP trends より

表1：直近5年の商標出願動向

年度	国内出願件数	外国出願件数	合計
2012	179436	14780	194216
2013	184140	15865	200005
2014	202654	7847	210501
2015	267390	15670	283060
2016	266730	11440	278170

(CGPDTM Annual report2016-2017 より)

(4) 著作権統計

2015年度から2017年度までの著作権に関する出願件数、出願審査件数及び出願登録件数を図4に示す⁽¹⁸⁾。著作権の出願件数も顕著に増加している。インド政府は2016年国家知的財産戦略の一環として、著作権の管轄を人的資源開発省(HRD)からDPIITに移行し、知的財産関連のすべての法律をDPIITで

統括することとした。

この動向により著作権は行政管理上さらに安定して登録される事となり、インドにおける著作権の出願及び処理件数が増大したと考えられる。

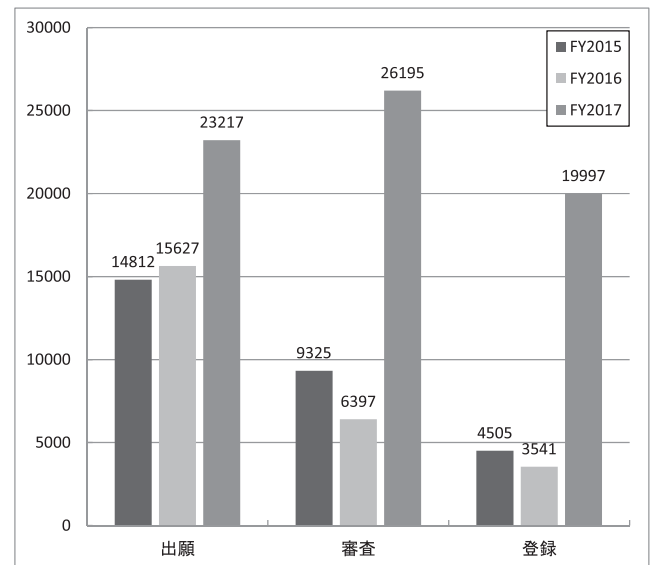


図4：著作権統計件数 IP trends より

4. 中小企業が活用したい知財支援制度

2018年10月時点におけるインド進出日系企業数は1441社である⁽¹⁹⁾。2017年10月時点の企業数1369社と比較すると約5%増加し、着実にインドに進出する日系企業数は増加している。ただし、進出日系企業数に占める中小企業の割合は15%程度であり、中小企業はまだまだインド市場に参入できていない状況である。

一方、その市場規模・成長性からインド市場への参入を考える中小企業も多く、今後10年において中小企業のインド進出が増加するであろうと私は考える。

その際、知的財産の取得は自社のビジネスを保護・展開させる上でインドでも必要不可欠なものである。

そこで、中小企業がインドへ進出する際、知的財産の側面で活用できる支援制度を紹介する。

(1) インドにおける中小企業向け知財支援制度

インドにおける特許・意匠・商標の出願・申請手続料に係る主な料金表を表2に示す。

なお、紙媒体で提出された出願に関しては標記料金から10%の電子化手数料が課される。

表 2：インド各出願・申請手続料金表

(INR)			
特許	中小企業以外	小企業	個人
出願料金	8000	4000	1600
30枚を超える明細書の各追加用紙につき	800	400	160
10個を超える各追加クレームにつき	1600	800	320
審査請求料	20000	10000	4000
異議申立料(付与前)	No Fees		
異議申立料(付与後)	12000	6000	2400
審判請求料	8000	4000	1600
特許取消請求料	12000	6000	2400

意匠	中小企業以外	小企業	個人
出願料金	4000	2000	1000
更新料金	8000	4000	2000
特許庁への情報の請求 (登録番号の提示あり)	2000	1000	500
特許庁への情報の請求 (登録番号の提示なし)	4000	2000	1000
登録取消請求料	6000	3000	1500

商標	中小企業以外	小企業・個人
基本出願(1クラス)	9000	4500
区分追加料金(1クラスあたり)	9000	4500
異議申立料金	2700	2700
登録取消請求料	No Fee	No Fee
登録料(各クラスあたり)	No Fee	No Fee
更新料(各クラスあたり)	9000	9000

① 中小企業の場合の減免制度

インドでは Small Entities (小規模団体) と認められることにより特許または意匠の各種出願・申請手数料及び商標登録出願費用が半額となる。

「小規模団体」とは、以下の企業が該当する(特許規則第 2 規則 (fa))。

(i) 商品の製造又は生産に携わる企業の場合は、工場設備及び機械への投資額が以下に該当する企業(2006 年零細中小企業開発法(2006 年 No.27) 第 7 条 (1) (a))

- ・ 250 万ルピー (約 400 万円) を超えない零細企業
- ・ 250 万～5000 万ルピー (約 8000 万円) の小企業
- ・ 5000 万～1 億ルピー (約 1 億 6000 万円) の中企業

(ii) サービスの提供に携わる企業の場合は、設備投資が以下に該当する企業(2006 年零細中小企業開発法(2006 年 No.27) 第 7 条 (1) (b))

- ・ 100 万ルピー (約 160 万円) を超えない零細企業
- ・ 100 万～2000 万ルピー (約 3200 万円) の小企業
- ・ 2000 万～5000 万ルピー (約 8000 万円) の中企業

各種費用の減免が認められるためには、小規模団体であると宣言する旨を記載した様式 28 の書類を提出する必要がある。同時に小規模団体であるという証拠を提出する必要がある。

外国企業の場合、小規模団体であるという主張をするために必要な設備投資額に関する証拠を提出する必要がある。必要な証拠について様式 28 では「Any other document」と記載されており、特許規則におい

ても明確に定められていない。そのためケースバイケースとなるが一般的に以下のような書類が提出されている。

例：最新の貸借対照表、損益計算書のコピー

各国政府による宣言書

なお、特許規則 9 (1) (a) にインド特許庁に提出する全ての書類はヒンディー語または英語で提出すると規定されているため、各書類には英訳をつける必要がある。

また、2018 年特許規則改正案がそのまま制定した場合、小規模団体と認められた企業の特許出願は早期審査請求を行うことが出来るようになる。中小企業が競合他社より早く知的財産権を登録できるようになる点はインドでビジネスをする上で強力な武器となる。

② スタートアップ企業の特典

インドにおいてスタートアップ企業は「スタートアップインド」と呼ばれる政府主導のスキームによって様々な利益が享受できる⁽²⁰⁾。スタートアップ企業に認められると、知的財産の面では特許出願費用の 80% の払戻及び早期審査請求の利益を享受できる。

この利益は外国企業のスタートアップ企業であっても享受できる。このことは、2017 年特許規則改正により明文化された。

スタートアップと認められるための要件として、外国事業体の場合、以下を満たす必要がある。

- ・ 設立から 7 年以内 (バイオ関連企業は 10 年以内)
- ・ 年間売上が 2 億 5 千万ルピー以下であること (売上高を計算する際、インド準備銀行の外貨基準レートが優先する)

申請書は様式 28 を用いて必要な証拠と共に提出する必要がある(特許規則第 2 規則 (fb))。

必要な証拠としては、小規模団体と同様に定められていないが、上記要件に該当することを証明できる書類を提出することとなる。

(2) JETRO を活用した中小企業向け知財支援制度

JETRO は主に中小企業を対象に海外進出支援を様々な面から行っている。知的財産権に関する支援も特許庁の受託を受けて執り行っている。インド進出において活用できる JETRO の中小企業向け知財支援事業についていくつか説明する。

なお、これら支援制度はインド以外の国の海外進出

でも支援対象である。詳しくは最寄りのJETRO及びJETRO 知的財産課に問い合わせて頂きたい。

①外国出願補助金⁽²¹⁾

外国へ特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、JETRO 及び都道府県中小企業センター等を通じて、外国出願に要する費用の1/2を助成している。

②模倣品対策支援⁽²²⁾

既に海外に進出しており、海外で模倣品被害を受けている中小企業者に対して、海外侵害調査、警告状の作成、行政摘発の実施等について、その費用の2/3を助成している。

なお、国・地域によって実施できない可能性もあるので、事前にJETROに相談されたい。

③冒認商標無効・取消係争支援⁽²³⁾

海外で現地企業から、自社のブランドの商標を冒認出願された中小企業に対し、異議申立や取消審判請求など、冒認商標を取消するためにかかる費用の2/3を助成している。

④防衛型侵害対策支援⁽²⁴⁾

近年では、進出先の国において、悪意のある外国企業から、冒認出願で取得された権利等に基づき、日系企業が権利侵害を指摘され、警告状を通知される、訴訟を提起されるなどのトラブルに巻き込まれるケースが見られる。

このようなケースで海外企業から警告・訴訟など係争に巻き込まれた中小企業等に対し、対抗措置にかかる費用の2/3を助成している。

5. 終わりに

以上、インド知的財産制度の最前線を紹介させて頂いた。インドの知財情報を知る上でJETRO ホームページに各種調査報告書が参考になるのでチェックすることをお勧めしたい。特にインド知的財産研究会(インドIPG)の各WGが作成している調査報告書は実態に即しており、お役に立てると考える。

知的財産権のみならず、JETROは税制・規制・一般概況・政治概況・統計、その他法制度に関する情報提供だけでなく、インドに精通したアドバイザーによる

コンサルティングや、投資にあたっての貸しオフィス、日本専用工業団地のプロモーション、インドのエコシステムを活用したスタートアップ支援など様々な面から日系企業の進出支援を行っている。日系企業が海外進出をお考えの際は是非最寄りのJETROをご活用頂ければ幸いである。

筆者は本原稿投稿時でインド駐在1年強になるが、この間に非常に貴重な経験を積ませてもらっている。この場を借りて出向元である日本弁理士会に感謝を申し上げる。

なお、本稿は筆者個人の資格で執筆したものであり、JETROとして公式見解等を述べたものではない点ご了承頂きたい。

最後に本原稿作成につき多大なご協力、アドバイスを頂いた菅原洋平氏(元JETROニューデリー知的財産部長)及び武井健浩氏(JETROニューデリー知的財産部長)に感謝を申し上げます。

(参考文献)

- (1) Controller General of Patents, Designs & Trade Marks Department of Industrial Policy & Promotion Ministry of Commerce & Industry Government of India (CGPDTM), Annual Reports 2016-17, pp.18(2018)
- (2) Notification, CGPDTM, pp.3-5
http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_42_1_Patent_Amendment_Rules_2016_16May2016.pdf
- (3) Notification, Government of India Ministry of Commerce and Industry (Department of Industrial Policy and Promotion (DIPP)), pp.11, 35-49
http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_69_1_312_1_TRADE_MARKS_RULES_2017_English.pdf
- (4) Guidelines for Examination of Computer Related Inventions (CRIs), CGPDTM
http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Revised_Guidelines_for_Examination_of_Computer-related_Inventions_CRI_.pdf
- (5) CGPDTM Annual Reports 2016-17, pp.7
- (6) CGPDTM Annual Reports 2016-17, pp.19
- (7) Public Notice, DIPP, Copyright Office
http://copyright.gov.in/Latest_Notice26.aspx
- (8) News Detail, CGPDTM
<http://www.ipindia.nic.in/newsdetail.htm?366>
- (9) Notifications by participating offices, World Intellectual Property Organization (WIPO)
<https://www.wipo.int/case/en/notifications.html>
- (10) Public Notice, CGPDTM
http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/397_

- 1_WIPO_Digital_Access_Service.pdf
- (11) WPPT Notification No. 92 WIPO Performances and Phonograms Treaty, WIPO
https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/wppt/treaty_wppt_92.html
- (12) 日印首脳会談, 外務省, 4. 経済関係
https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page1_000692.html
- (13) G.S.R. 1172(E) Notification, DIPP
https://dipp.gov.in/sites/default/files/draft_PatentRule_10_December2018.pdf
- (14), (15), (16), (18) IP trends in the official website of Department for Promotion of Industry and Internal Trade, Ministry of Commerce and Industry, Government of India
<http://cipam.gov.in/iprends/>
- (17) CGPDTM Annual Reports 2016-17 pp.72
- (19) インド進出日系企業リスト, 在インド日本国大使館・ジェトロ (2018年, 12月)
https://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/2018_co_list_jp.pdf
- (20) Startup india of Ministry of Commerce and Industry, Department for Promotion of Industry and Internal Trade, Government of India
<https://www.startupindia.gov.in/>
- (21) 中小企業等外国出願支援事業, JETRO (なお, 今年度の受付は終了している。)
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html
- (22) 模倣品対策支援事業, JETRO (なお, 2018年度の受付は終了している。)
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html
- (23) 冒認商標無効係争支援事業, JETRO (なお, 2018年度の受付は終了している。)
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html
- (24) 防衛型侵害対策支援事業, JETRO (なお, 2018年度の受付は終了している。)
https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html
- 各 URL 最終アクセス日: 2019年2月11日
(原稿受領 2018. 11. 2)

パンフレット「弁理士Info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。
一般向き。A4判30頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室
e-mail: panf@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
電話: 03(3519)2361(直)
FAX: 03(3519)2706

